

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月

父は、私の国民年金の加入手続きを行い、毎月父母と私の国民年金保険料と一緒に納付していたのに、申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

なお、母は、当初申立期間の保険料は未納となっていたが、年金記録確認第三者委員会に申し立てた結果、納付済期間に訂正されているので、調査の上、私の納付記録も訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を、全て納付している。

また、申立人は、申立人の父が毎月父母の分と申立人の分の保険料と一緒に納付していたと主張しているところ、申立人及び申立人の父母の保険料収納年月日は、オンライン記録から、平成5年1月から6年2月までの期間は同一日であることが確認でき、申立人の主張に不自然さは無い上、申立人の母は、国民年金加入期間のうち、申立期間を除いた全ての期間の保険料を納付していることから、納付意識が高かったと認められるとして、申立期間について、年金記録確認千葉地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、既に納付済期間に記録が訂正されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和48年9月1日にA社に入社し、現在もグループ企業に継続勤務しているが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。退職したことは無いので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された申立人の社員歴（人事記録）及び複数の元同僚の供述から判断すると、申立人はA社及び関連会社のC社に継続して勤務し（昭和49年10月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和49年8月の社会保険事務所（当時）の記録から8万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録により、A社は、昭和49年9月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、申立期間においては適用事業所としての記録は無い。

しかし、申立人と同様の厚生年金保険被保険者記録を有する者が、当該事業所の事業所別被保険者名簿により、10人以上確認できることから、当該事業所は、申立期間当時、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に対して適用事業所に該当しなくなった旨の届出を行ったことが認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和37年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月30日から37年1月1日まで

私は、昭和36年7月にA社に入社し、60年10月に退職するまで継続して勤務していたが、同社C工場に転勤した際、申立期間が厚生年金保険の未加入となっているので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された申立人に係る人事記録及び元同僚の供述から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社B工場から同社C工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記人事記録では、昭和36年9月16日付け研究所勤務、37年12月1日付け研究所主任研究員及び38年4月1日付けC工場課長代理と記載され判然としないが、申立人と同一の厚生年金保険の被保険者記録を持ち、人事記録に37年3月26日付けC工場係長代理と記載されている元同僚は、「申立人とともに36年11月頃にB工場からC工場に異動したものの、当時、C工場には事務処理能力はなく給与はB工場若しくはD本社から支給されていた。」と供述していること、及びA社C工場の厚生年金保険の新規適用が37年1月1日であることを考慮すると、申立人の同社B工場における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和36年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を昭和53年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年1月1日から同年2月1日まで

私は、昭和49年4月1日付けでC社(現在は、D社)に入社し、53年1月1日付けで子会社のA社に出向したが、その際の厚生年金保険の手続の不備のため、同年1月1日から同年2月1日までの1か月の空白が生じた。当時の給与明細は残っていないが、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

D社から提出された申立人に係る人事異動辞令及び同社の回答から判断すると、申立人は、C社及びA社に継続して勤務し(昭和53年1月1日にC社から関連子会社であるA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和53年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係るA社における資格取得日を誤って昭和53年2月1日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から47年12月まで

私は、A県B市に住んでいた昭和38年10月頃、義母から国民年金に加入するように言われ、その翌日にB市役所に自ら手続に出向き、その後は、国民年金保険料をC駅近くの銀行で納付していたが、国民年金の資格取得日は48年1月5日になっており、申立期間が未加入期間とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録から、申立人は昭和48年1月5日に国民年金に任意加入していることが確認できる上、当該年金手帳の記号番号は、申立人が44年4月から51年3月まで居住していたとするD県E市を管轄するF社会保険事務所（当時）から48年1月に払い出されたものであることから、申立期間は国民年金に未加入であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、昭和38年10月頃に国民年金の加入手続を行い、同年1月に遡及して資格取得をしたと申し立てているが、申立期間を通じて申立人の夫は厚生年金保険被保険者であることから、申立人は任意加入対象者であり、同年10月に加入手続が行われたとしても、同年1月から同年9月まで遡及して加入することができない。

さらに、申立人は、昭和38年10月頃にA県B市において自ら国民年金の加入手続を行い、その後は、銀行で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間当時は、国民年金印紙を国民年金手帳に貼付し、検認印を受ける「印紙検認方式」による納付方式であったことから、銀行で保険料を納付することができない期間である上、上記のD県E市は、「国民年金保険料の

納付書による納付を開始したのは昭和 49 年度からである。」と回答している。

加えて、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索の結果、申立期間において申立人に別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東千葉国民年金 事案 4581（事案 252 及び 2783 の再申立て）

### 第 1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 6 月から 39 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月から 39 年 12 月まで

私は、両親から、私の国民年金保険料を両親の保険料と一緒に 20 歳から納付していたことを聞かされており、平成 8 年頃、年金手帳の再交付のために市役所に行った際、手帳に被保険者となった日が、元年 10 月 8 日と記載されていたので、もっと以前から納付していた旨を告げると、その日付が昭和 37 年 6 月 28 日に訂正されたことから、申立期間の保険料は納付していたはずである。過去 2 回の申立てにおいて申立期間の納付が認められず、納得できないので、新しい情報や資料は無いが、再度申し立てる。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立については、i) 申立人は、申立期間の国民年金保険料を現年度納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 40 年 11 月以降に払い出されたことが推認でき、それより前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、ii) 申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人が、申立人の加入手続及び保険料の納付を行っていたと主張するその両親からの事情聴取が不可能であり、申立期間当時の状況が不明確であることなどを理由として、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会（当時）の決定に基づき平成 20 年 6 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、前回の審議に納得できないとして、再申立てを行っているが、i) 年金事務所において、昭和 37 年 6 月から 40 年 11 月までに払い出された手帳記号番号について国民年金手帳記号番号払出簿による縦覧調査を行った結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことは確

認できず、申立期間の保険料を別の手帳記号番号で納付していた事情はうかがえないこと、ii) 申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料の提出は無く、当初の申立てと同趣旨の主張であること、iii) そのほかに年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会の決定に基づき、平成 22 年 9 月 15 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回及び前々回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、申立人からは、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料や情報の提出は無く、そのほかに年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東千葉厚生年金 事案 5384（事案 4204 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 3 月頃から 32 年 2 月 1 日まで

新たな資料は無いが、A社に勤務していた当時、給料から多くの額が控除されていた上、B市に住んでいたときに健康保険被保険者証を使って眼科へ通院したことがあるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、元同僚の証言、申立人から提出されたA社の辞令書（昭和 28 年 1 月 12 日付け）及び表彰状により、申立人が申立期間において販売員として同社に勤務していたことは確認できるが、i）申立人が同社本社及び同社C連絡所で申立人と同じく販売員をしていたとして氏名を挙げた複数の元同僚は、同社本社及び同社D支社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名は無いこと、ii）申立人から提出された同社の社内報（昭和 31 年 6 月 10 日付け、同年 8 月 10 日付け及び同年 11 月 10 日付け）において、申立人と同じ販売員として氏名が確認できる 25 人のうち 22 人は当該事業所の本社及び各支社の被保険者名簿において被保険者として確認できるが、そのうち 6 人の被保険者資格取得日は、社内報の発行日よりも後になっていることが確認できること、iii）当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業ではなくなっており、申立期間当時の事業主も死亡し賃金台帳等の関係資料の所在が不明であり、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できないことなどを理由として、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成 23 年 11 月 22 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、B市に住んでいたときに健康保険被保険者証を使って眼科

へ通院したことがあるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと主張しているが、昭和41年4月15日現在のE県電話番号簿により、申立人が通院していたとするF眼科医院はB市G（地名）（H診療所）及び同市I（地名）（J診療所）の2箇所の診療所を有していたことが確認できるものの、いずれも現存しておらず、申立人が受診時に使用したと主張する健康保険被保険者証の種類を確認することはできない。

また、申立人は「A社では、歩合給で画報を定価で販売し、出張日計表に記載した入金額を会社に入金した。」と供述しているところ、前回の申立て時に申立人から提出された昭和30年11月の出張日計表と5種類の画報の定価を分析した結果、申立人が同社に入金していた額は定価の約43%から57%であり、その残りの額を収入として得ていたことは推認できるが、当該出張日計表からは厚生年金保険料の控除について確認することができず、このほかに同社から申立人に給与が支払われ、給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かを確認することができない。

さらに、A社で申立人と同様に拡張の業務に従事していた元同僚は、「毎日の歩合制で、その日に販売した分をその日のうちに精算し、払い戻しを受けていた。上司から、保険等は個人で入ってほしいと言われていた。」と供述している。

このほか、申立人から新たな資料等の提出は無く、年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 25 日  
② 平成 15 年 12 月 25 日  
③ 平成 16 年 7 月 23 日  
④ 平成 16 年 12 月 24 日  
⑤ 平成 17 年 7 月 25 日  
⑥ 平成 17 年 12 月 22 日  
⑦ 平成 18 年 7 月 25 日  
⑧ 平成 18 年 12 月 25 日  
⑨ 平成 19 年 7 月 25 日

私がA社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。賞与は支給されていたと思うので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が賞与が振り込まれたと主張する2通の預金通帳の写しを確認したところ、それぞれの振込日は同日であり、いずれも給与（給料）と表示されている上、A社の破産管財人から提出された給与台帳に記載された社会保険料及び源泉所得税等控除後の給与支給額は、当該2通の預金通帳における申立期間のそれぞれの振込日に振込まれた金額の合計額と一致することが確認できる。

また、破産管財人から提出された平成15年及び16年の賞与台帳では、当該期間に賞与が支給されていないことが確認できる。

さらに、A社が加入していたB厚生年金基金における申立人の加入員台帳には、申立期間に係る賞与標準給与額の記録は見当たらない。

このほか、申立期間において、申立人が支給されたと主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月 頃 から 54 年 10 月 1 日 まで

私は、昭和 51 年 9 月 頃 から A 社 B 営業所に勤務していた。同営業所は、その後、C 社として独立したが、私が勤務していた期間のうち、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が無い。当時、健康保険証を使用しており、厚生年金保険に加入していたと思うので、調査をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に A 社 B 営業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A 社（本社）の当時の事業主は、「A 社は、既に倒産しており、当時の資料は残っていないので、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については分からない。」と回答している。

また、A 社において厚生年金保険被保険者期間を 5 年以上有し、申立期間に在籍していた社員で連絡先が判明した 6 人に照会したところ、3 人から回答があったが、3 人とも「申立人を知らない。」と回答している上、同社 B 営業所に勤務していたことが判明した 4 人全員が、申立期間より前に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているため、申立人の同社同営業所における勤務実態を確認することができない。

さらに、申立人の夫が勤務していた C 事業所が保管していた健康保険被扶養者（異動）届によると、申立人は、昭和 50 年 3 月 15 日から 54 年 9 月 19 日までの期間において夫の被扶養者となっていたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東千葉厚生年金 事案 5387

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 5 月 1 日から 26 年 3 月 1 日まで  
私は、A市に所在したB社C支社に勤務し、給料はC支社長からもらっていたのに、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社C支社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所として見当たらない上、D（地名）に所在したB社本社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、B社本社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主は死亡していることから、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人は、B社C支社で一緒に勤務した者の氏名を覚えていない上、申立人を同社同支社に紹介した者の氏名も覚えておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。